

「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」 に対する意見

日スイス経済連携協定(EPA)においては、政府が原産地証明書を発給する第三者証明制度に加えて、当局の認定を受けた“認定輸出者”自らによる原産地証明書作成を可能とする自己証明制度が新たに規定されている。同 EPA の実施のため、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律(「原産地法」)の一部を改正する法律が7月10日に成立した。

経済産業省では、改正後の原産地法に基づき、同法施行規則の一部を改正する省令案を作成し、6月24日に同案に対する意見公募を行った。

当会物流委員会では同案に対して7月23日に、本法律に係る全般的事項ならびに改正案中の各項目に関する事項に関して以下の通り意見を提出した。

「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」 に対する意見

平成21年7月23日
社団法人 日本貿易会
物流委員会

平成21年6月24日に貴省にて開始された「経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する意見公募」に対して当会の意見を下記の通り提出致します。

記

1.【本法律に係る全般的事項】

- (1) 本法律は貿易の自由化等の措置を講じるため、締結国との経済上の連携を強化する国際条約の的確な実施を確保するために定めると定義されている(2条)。然るに、国が果たすべき“国際条約の的確な実施”のために、直接的な受益者でない申請者にその履行に必要な原産地証明書の発給手数料を負担させることは(32

条)、申請者に余分な負担を強いるものであり、締結国との経済上の連携強化を阻害し得るものであると思われる。

申請者は申請をするために応分の事務コストを負担しており、国が発給する第一種特定原産地証明書にかかるコストは国が負担すべきであるとする。

- (2) 第一種特定原産地証明書の発給にかかるコストを削減するために、申請者が自ら原産地証明書(第二種特定原産地証明書)を発給することができる認定制度が新たに新設された(7条の2)。然るに、この認定制度を受けるためには登録免許税が徴収されることになっており(登録免許税法、別表第1、117の2)、上記同様、国が果たすべき国際条約の履行のために必要な認定に関わる登録免許税を、直接的な受益者でない申請者に負担させることは、申請者に余分な負担を強いるものであり、登録免許税の対象とすることは合理的ではないとする。また、この認定は協定毎に成されるものとされているが、一度の認定が他協定でも有効となるよう改めて頂きたい。
- (3) 輸出の AEO 制度(特定輸出申告制度)の認定企業に対しては認定手続や自己管理手続の簡素化等の措置を認めるべきである。
- (4) 第一種特定原産地証明書の申請を NACCS を通して行えるようシングルウィンドウ化を実現して頂きたい。

2.【改正案中の各項目に関する事項】

- (1) 6. 第一種特定原産地証明書に係る特定原産品でなかったこと等の通知期間
各 EPA によって異なる(3年、5年)のは、相手国の関税制度(罰則、文書保存義務等)が異なるためか。
社内管理における利便性の観点から、統一頂くことを希望する。
- (2) 8. 第二種特定原産地証明書の作成に係る認定の申請
第一種特定原産地証明書の発給申請のための既存の企業登録を、第二種にも転用頂けるのか確認したい。
再申請の手間を省略するためにも、第二種の申請は新規とせず、既存の企業登録を転用して頂きたい。
- (3) 9. 認定の基準等
「認定申請者が第一種特定原産地証明書の発給を定期的に受けていること」とあるが、この第一種原産地証明書は、日スイス EPA の C/O であり、日スイス EPA 利用の実績を有することが、認定申請者の資格たり得る、という了解で宜しいか。
他 EPA の利用実績は考慮され得るか否かを確認したい。

(4) 11. 認定の有効期間

3年後の認定更新は自動更新であるのか、それとも再申請が必要であるのかを確認したい。

以 上